

工事請負共通仕様書

4-3 下水道施設

建築機械・建築電気設備工事編

令和3年3月

大阪市建設局

目 次

下水道施設 建築機械・建築電気設備工事編

第1章 建築機械・建築電気設備工事一般事項

第1節 一般事項

下-3-1-1-1	適用	1章-1
下-3-1-1-2	市民対応	1章-1
下-3-1-1-3	部分払出来高	1章-2
下-3-1-1-4	建築機械・建築電気設備工事提出書類	1章-2
下-3-1-1-5	承諾図面	1章-2
下-3-1-1-6	工事写真	1章-2
下-3-1-1-7	完成図書	1章-2
下-3-1-1-8	現場発生品の処理	1章-3
下-3-1-1-9	広域認定制度による撤去品の処理	1章-4

第2節 共通工事一般事項

下-3-1-2-1	工事打合せ	1章-4
下-3-1-2-2	事前調査	1章-4
下-3-1-2-3	始業時の点検	1章-5
下-3-1-2-4	工事検査	1章-5
下-3-1-2-5	段階確認	1章-5
下-3-1-2-6	機器搬入	1章-5
下-3-1-2-7	クレーン等の使用	1章-6
下-3-1-2-8	ガスボンベの使用	1章-6
下-3-1-2-9	ガス及び電気溶接機等の使用	1章-6
下-3-1-2-10	機器及び材料の保管	1章-6
下-3-1-2-11	予備品等の納入	1章-6
下-3-1-2-12	不具合時の措置	1章-7

第3節 施工管理

下-3-1-3-1	一般事項	1章-7
下-3-1-3-2	施工計画書	1章-7
下-3-1-3-3	品質管理	1章-7
下-3-1-3-4	品質管理	1章-8
下-3-1-3-5	材料等の試験及び検査	1章-9
下-3-1-3-6	工程管理	1章-9
下-3-1-3-7	施工記録	1章-9
下-3-1-3-8	機器類の据付	1章-9
下-3-1-3-9	アスベスト含有建材・製品等の取扱い	1章-11
下-3-1-3-10	据付け芯出し	1章-11
下-3-1-3-11	あと施工アンカー	1章-11
下-3-1-3-12	コンクリート工及びモルタル工	1章-12
下-3-1-3-13	はつり工	1章-13
下-3-1-3-14	掘削工	1章-13

第4節 塗装一般事項

下-3-1-4-1	指定色及び記号	1章-14
下-3-1-4-2	電線管等の塗装	1章-14
下-3-1-4-3	塗装作業	1章-14

第5節 溶融亜鉛めっき一般事項

下-3-1-5-1	適用範囲	1章-14
-----------	------	-------

下-3-1-5-2	亜鉛めっきの品質	1章-15
下-3-1-5-3	試験その他	1章-15
第6節 工場試運転及び検査		
下-3-1-6-1	工場製品（仮組立）検査	1章-15
下-3-1-6-2	受注者試験成績書	1章-16
第7節 現場確認運転及び検査		
下-3-1-7-1	設備の調整	1章-16
下-3-1-7-2	建築機械設備の現場確認運転及び検査	1章-16
下-3-1-7-3	建築電気設備の現場試験及び検査	1章-16
下-3-1-7-4	各種検査	1章-17
下-3-1-7-5	運転成績書、検査記録書	1章-17
下-3-1-7-6	取扱い説明書	1章-17
第8節 一般製品の製作会社等の指定		
下-3-1-8-1	一般製品及び一般材料	1章-17
下-3-1-8-2	建築機械設備工事用機器材	1章-17
下-3-1-8-3	建築電気設備工事用機器材	1章-20
下-3-1-8-4	機器製作会社の統一	1章-21

第2章 換気設備工事

第1節 耐食形送風機

下-3-2-1-1	一般事項	2章-1
下-3-2-1-2	構造	2章-1
下-3-2-1-3	ケーシング	2章-1
下-3-2-1-4	羽根	2章-1
下-3-2-1-5	主軸	2章-1
下-3-2-1-6	支持又は補強材	2章-1
下-3-2-1-7	塗装	2章-1
下-3-2-1-8	たわみ継手	2章-2

第2節 ステンレス鋼板製ダクト

下-3-2-2-1	ステンレス製ダクトの区分	2章-2
下-3-2-2-2	ステンレス製ダクト用材料	2章-2
下-3-2-2-3	ステンレス製スパイラルダクト	2章-3
下-3-2-2-4	ステンレス製ダクト付属品	2章-4
下-3-2-2-5	ステンレス製ダクトの製作及び取付け	2章-6
下-3-2-2-6	ステンレス製ダクトの勾配	2章-10

第3節 ビニル製ダクト

下-3-2-3-1	適用	2章-10
下-3-2-3-2	ビニル製ダクトの区分	2章-10
下-3-2-3-3	ビニル製ダクト用材料	2章-11
下-3-2-3-4	ビニル製ダクト付属品	2章-12
下-3-2-3-5	ビニル製ダクトの製作及び取付け	2章-14
下-3-2-3-6	ビニル製ダクトの勾配	2章-21

第4節 ドラフトチャンバ1（標準形及びエアーカーテン形）

下-3-2-4-1	構造	2章-21
下-3-2-4-2	本体	2章-22
下-3-2-4-3	前面扉	2章-22
下-3-2-4-4	エアーカーテンユニット	2章-22
下-3-2-4-5	排気口	2章-22
下-3-2-4-6	パッフルプレート及びパッフルダクト	2章-22
下-3-2-4-7	ドラフトチャンバ1付属品	2章-22

下-3-2-4-8	ドラフトチャンバ1のその他	2章-23
第5節 ドラフトチャンバ2		
(排ガス洗浄装置付き標準形及び排ガス洗浄装置付きエアカーテン形)		
下-3-2-5-1	構造	2章-23
下-3-2-5-2	洗浄塔	2章-23
下-3-2-5-3	循環槽	2章-24
下-3-2-5-4	バッフルプレート及びバッフルダクト	2章-24
下-3-2-5-5	ドラフトチャンバ2付属品	2章-24
下-3-2-5-6	ドラフトチャンバ2のその他	2章-24
第6節 排ガス洗浄装置(スクラバ)		
下-3-2-6-1	構造	2章-25
下-3-2-6-2	処理方式及び処理能力	2章-25
下-3-2-6-3	洗浄塔本体	2章-25
下-3-2-6-4	循環槽	2章-26
下-3-2-6-5	送風機	2章-26
下-3-2-6-6	循環ポンプ	2章-27
下-3-2-6-7	薬液槽	2章-27
下-3-2-6-8	共通架台	2章-27
下-3-2-6-9	排ガス洗浄装置のその他	2章-28
下-3-2-6-10	pH指示計	2章-28
下-3-2-6-11	制御盤	2章-28
下-3-2-6-12	電気工事	2章-29
第3章 ガス設備工事		
第1節 ガス設備工事		
下-3-3-1-1	機材及び施工	3章-1
第2節 消化ガス配管		
下-3-3-2-1	管及び継手	3章-1
下-3-3-2-2	弁類	3章-1
第4章 建築電気設備工事		
第1節 電気設備一般事項		
下-3-4-1-1	電気設備の設計並びに工事	4章-1
下-3-4-1-2	電気機器の規格及び準拠する法令又は規則	4章-1
下-3-4-1-3	電力会社及び通信会社等への手続き	4章-1
下-3-4-1-4	配電盤類一般事項	4章-1
第2節 電気工事一般事項		
下-3-4-2-1	施工図	4章-3
下-3-4-2-2	配管	4章-3
下-3-4-2-3	配線	4章-3
下-3-4-2-4	機器据付	4章-4
下-3-4-2-5	接地	4章-4
下-3-4-2-6	ケーブルラック	4章-5
下-3-4-2-7	ケーブルダクト	4章-6
下-3-4-2-8	プルボックス	4章-6
下-3-4-2-9	マンホール及びハンドホール	4章-6
下-3-4-2-10	地中電線路	4章-7
下-3-4-2-11	地中電線路の明示	4章-7

下-3-4-2-12	ケーブルピット	4章-7
下-3-4-2-13	耐火処置	4章-7
下-3-4-2-14	機器の取付高さ	4章-8
下-3-4-2-15	コンセントの使用電圧	4章-8
下-3-4-2-16	スイッチの用途と使用電圧	4章-8
下-3-4-2-17	プレートの材質	4章-8
下-3-4-2-18	電線の識別	4章-8
第3節 照明設備工事		
下-3-4-3-1	照明器具	4章-8
第4節 防災設備工事		
下-3-4-4-1	自動火災報知装置	4章-9
下-3-4-4-2	自動閉鎖装置（自動閉鎖機構）	4章-9
配電盤製作仕様		4章-10

下水道施設 建築機械・建築電気設備工事編 添付書類

- 1 提出部数等一覧表（共通編）
- 2 提出部数等一覧表（下水道施設建築機械・建築電気設備工事編）
- 3 提出様式（下水道施設建築機械・建築電気設備工事編）